

大和市監査委員告示第17号

令和5年3月24日付け大和市監査委員告示第11号をもって公表した環境施設農政部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月16日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 古 木 邦 明

監査の結果	措置の内容
<p>(みどり公園課) 公園等の管理及び施設使用料徴収に関する事務において、誤って調定がなされているものがあった。</p> <p>(施設課) 契約に関する事務において、歳入の徴収の事務を私人に委託したときの告示等の手続きがなされていないものがあった。</p>	<p>(みどり公園課) 速やかに不要な調定を取り消しました。 今後は、調定する際二重調定がないかを複数職員で確認し、再発防止に努め、適正に事務処理を行ってまいります。</p> <p>(施設課) 速やかに告示等の手続きを行いました。 今後は、契約に関する事務につきましては、正副担当者のダブルチェックを徹底することに加え、マニュアルを整備し、事務の実施経験不足などによる執行漏れの根絶を図ってまいります。</p>